

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 4 月 15 日現在

機関番号：31502

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26885071

研究課題名(和文) イギリスにおける社会福祉専門職の職業的社会化 - 大学教育・実習に着目して -

研究課題名(英文) Occupational socialization of social work profession in the United Kingdom

研究代表者

白旗 希実子 (SHIRAHATA, KIMIKO)

東北公益文科大学・公私立大学の部局等・講師

研究者番号：10735658

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、イギリスの社会福祉専門職の職業的社会化を、入学基準・教育プログラム・登録・更新基準等から、明らかにすることを目的とした。その結果、ソーシャルワーカーの登録・更新、教育プログラムの承認等は、HCPCが担っていること、ソーシャルケアやコミュニティワークの経験を有することがエントリーに有利となること、約200日の実習が必要とされること、実習指導者は登録者でなければならず、2つのステージが用意されていること、修了者は基本的にHCPCへ登録することができ、登録後の更新は、2年ごとに実施されていることなどが明らかとなり、プログラム入学前から入職後までの一定の社会化プロセスが浮き彫りとなった。

研究成果の概要(英文)：The purposes of this study are to clarify the occupational socialization of social work profession in the United Kingdom. Findings as described below: (1) The Standards of education and training by the Health and Care Professions Council are comprised of the following categories: "the level of qualification for entry to the Registration," "programme admissions," "programme management and resources," "curriculum," "practice placement," and "assessment". (2) Students spend 200days on practice in social work programme. In some university, the programme is an emphasis on the development of knowledge and skills through reflective practice. (3) Practice Educator Professional Standards are set out at two stages, commensurate with the different levels of complexity and responsibility in teaching, assessing and supervising social work degree students. (4) CPD system was related with renewal process that was minimum quality of social worker.

研究分野：教育社会学

キーワード：ソーシャルワーカー 専門職 イギリス CPD

1. 研究開始当初の背景

日本の社会福祉専門職の誕生プロセスには、国・施設・養成校の利害関心に沿って、専門職条件の整備が行われてきたといった側面があった。こうした社会福祉専門職の誕生プロセスの分析により、国家資格創設が職業誕生の大きな原動力となること、その際に国は当該職業の行きつくモデルとして専門職モデルを想定して資格・養成制度を整備することが明らかとなった。それでは、社会福祉専門職の質を高めるためには、どのような職業的社会的プロセスが必要となるのだろうか。そうした議論は、欧米の職業的社会的あり方と、これまで明らかにした日本の現状とを比較することで、論じることが肝要である。

2. 研究の目的

本研究は、イギリスの社会福祉専門職の職業的社会的化を、高等教育機関への入学基準・高等教育機関在学中の教育プログラムおよび実習・専門職としての登録要件・登録後の Practice Educator としての教育プログラム・継続研修の基準などの側面から、明らかにすることが目的である。

3. 研究の方法

方法論は、主に質的調査・資料分析を用いた。2014年12月29日には、イギリスでソーシャルワーク教育を受け、2008年度からイギリスにおいてソーシャルワーカーとして働いているB氏へのインタビュー調査をおこなった。また、2015年8月16日～8月22日に、イギリスにおいて資料収集及びインタビュー調査をおこなった。主な訪問先は、QAA(London office)、Skills for Care(London office)、Z大学であり、QAA及びSkills for Careの職員およびZ大学のソーシャルワーク実習教育担当教員A氏へインタビュー調査を実施した。その他、上記調査や2013年(HCPCなど)の調査において収集した資料などをもとに分析をおこなった。

4. 研究成果

(1) 大学・大学院における教育プログラムのケーススタディおよび大学の教員へのインタビュー調査

大学教育の質保証を担うQAAが作成する専門職教育のベンチマークは、教育機関、専門職団体など様々な専門家が関わり作成され、必要に応じて変更される。ここでは、学生が資格取得の時点で身につけているべきスキルが定められている。QAAはフレームワークを定め、具体的なカリキュラムは大学が作成することになっている¹。

次に、HCPCの「教育・訓練基準」は、ソーシャルワーカー養成機関に適用される。この

基準を満たさなければ、教育提供者はプログラムをHCPCに基本的には承認されない。HCPCが設定する「教育・訓練基準」は、SET1からSET6で構成される。SET1は「登録に必要な水準」、SET2は「プログラムへの入学」、SET3は「プログラムの管理と資源」、SET4は「カリキュラム」、SET5は「実務実習」、SET6は「評価」の項目である。

HCPCは、カリキュラムのガイダンスやフレームワークを作り出しておらず、専門職自身によって所有されることが最善と考えている²。その一方で、「カリキュラムは、常に実際の実務に関連した内容でなければならない」とし、「利用者との定期的な接触」、「スタッフの履歴書」、「プログラムのチームメンバーの継続的能力・職能開発への参加」、「カリキュラムに使用した査読ジャーナル」、「QAAのレポート」、「プログラム計画及びプロセスにおける利害関係者の貢献」、「政策や実践の変化はプログラム開発にどのような影響を与えるのか」等の証拠を含めることを求めている³。

HCPCは、教育提供者に対して、学生がHCPCの「行動・能力・倫理の基準」を確実に理解できるようなカリキュラムとすること、学生が専門職に期待される行動について理解したかどうかの確認などおこなうよう求めている。また、学生へも「学生への行動・倫理基準のガイダンス」を出し、専門職としての行動を身につけるよう求めている⁴。

X大学のSocial Work(BSc)プログラムを例に、入学基準とカリキュラムを整理した⁵。X大学では、反省的实践を通して、知識やスキルを発達させることに重点を置いている。プログラムはクラスルームを基本としたフェイス・トゥ・フェイスの指導であり、実習では実習評価者が学生の支援を行なう。プログラムは、3年間のフルタイムである(修士や働いている者を対象とするコースも開講)。エントリーには、GCSEsのC以上のグレードを含む、260 tariff pointsが必要となる⁶。また、科目には、English languageや数学またはそれと同等の科目を含むことが条件とされる。エントリーの条件は複数用意されている。エントリーには18歳であることが必須条件である。

ソーシャルワークの学士を取得するには、360 Credit Pointsが必要であり、3年次までに最低、70日の実習(2年次)に成功し、120 Credit Pointsを修得する必要がある。

² HPC, *An introduction to our education processes*, 2011, p. 8 .

³ HCPC, *Standards of education and training guidance*, 2014, p.35 .

⁴ HPC, *Ibid*, 2011, p.10 .

⁵ X大学のHealth and Social Work学部のプログラム「BSc(Hons) Social Work」の「Programme Specification」(2010年、2015年入学生用)を用いた。

⁶ X大学, *Programme Specification*, 2014.

¹ QAA 職員へのインタビュー調査(2015年8月17日)より。

また、学生は3年次に100日の実習を行い、加えて合否評価方式に基づいた30日のスキルセッションを完了していなければならない⁷。

(2) Practice Educator の教育プログラムに関する研究

ソーシャルワーカーの実習教育を担当する教員A氏にインタビュー調査を実施し、関係資料を収集した。実習教育は、教員、学生、実習指導者(Practice Educator)の三者の関係で成り立ち、密接に連携することで実習が成り立っているということであった⁸。

ソーシャルワーカーB氏に実習についてインタビューしたところ、B氏は1年次に10日間、2年次に100日、3年次に100日の実習を実施し、1年次は学校側からの振り分けにより実習先が決定されたが、2年時以降は希望を提出した⁹。1年次の実習では体験的なものに留まっていたが、2年次以降の実習では、スチューデント・ソーシャルワーカーとして、リスクアセスメントや初期アセスメントをおこなっており、実習後半ではスーパービジョンを2週間に1度ほど受けることになっていた¹⁰。実習中、大学の教員でもあるメンターが週に1度くらいの頻度で、実習先を訪れており、面談を受けている¹¹。

実習指導者の教育は主に大学でおこなわれ、Continuing Professional Developmentの1つの選択肢となっている。Practice Educatorは、2013年10月からソーシャルワーカーとして登録されている者でなければならず、求められる基準には2つのステージが用意されている¹²。ステージ1の場合、資格取得後2年以上で関係する仕事の経験が2年必要であり、ステージ2の場合、資格取得後2年以上で関係する仕事の経験が3年必要とされる¹³。

(3) HCPCにおける専門職の登録・継続研修の基準に関する研究

HCPCに承認されたソーシャルワーカーのプログラムを修了した者は、基本的にはHCPCへ登録することができる。そして、登録された者でなければ、その専門職の名称を名乗ることはできない。HCPCは、「自らの専門的な業を安全かつ効果的に実践できるための、技術、知識、人格を持っている」ことを実践適

合性(Fitness to Practise)と呼んでいる¹⁴。この実践適合性は、能力基準である「Standards of proficiency」と、規制する専門職の登録及びその更新、行動・能力・倫理の基準である「Standards of conduct, performance and ethics」の両者を満たすことで証明できるものとされる。また、これらを満たしていない者は、実践適合性の機能が損なわれている可能性があるとして、実践適合性の検討プロセスにかけられ、最悪の場合、登録が抹消されることもある¹⁵。

HCPCは、CPDを「専門職が、実践範囲内で、安全にかつ効果的、合法的に実践するための能力を保持するために、キャリアを通じて、維持・発展させる学習活動の範囲」と定義する¹⁶。HCPCのCPD基準は5項目で構成され、その内容は、「1.CPDの正確な記録を維持し、最新のものに更新し続けなければならない」、「2.CPDが、現在または将来の実践に関与した学習活動の混合物であることを示さなければならない」、「3.CPDは、実践の質とサービス提供の質に貢献するものを求めなければならない」、「4.CPDは、サービス利用者の利益となるものを求めなければならない」、「5.要求に応じて、記載したプロフィールを提出し、どのようにCPDの基準を満たすかについて説明しなければならない」というものである¹⁷。HCPCの登録更新は、2年ごとに実施される。

(4) イギリスの社会福祉専門職の職業的社会的な社会化についての考察(本研究のまとめ)

教育プログラムのエントリー時には、社会的文脈への意識、専門的訓練を通じて、知識、スキル、価値観を開発していくことへの潜在能力、ラポールを築く能力、自己認識などを示すことが求められている。

教育プログラムでは、約200日の実習が実施されている。そこでは、現場と大学・自宅学習の往復により、理論と実践の適合が重要視されている。学生が希望する施設・機関において、長期間の実習を実施することによって、入職後の職業的社会的な社会化をスムーズにする効果があると考えられる。

入職後は、2年毎に登録を更新しなければならないが、更新はCPDと関連づけられている。

以上のことから、イギリスでは、プログラム入学前から入職後まで、ソーシャルワーカー

⁷ Ibid., p.7.

⁸ Z大学A氏へのインタビュー調査(2015年8月19日)より。

⁹ B氏インタビュー調査(2014年12月29日)より。

¹⁰ 同上。

¹¹ 同上。

¹² The College of Social Work, *PRACTICE EDUCATOR PROFESSIONAL STANDARDS AND GUIDANCE*, 2012.

¹³ Ibid.

¹⁴ HCPC. *Fitness to practise annual report 2012*, health & care professions council, 2012, p.7.

¹⁵ 白旗希実子・鈴木道子「イギリスにおける専門職の実践適合性(Fitness to practise)検討プロセス」『産業教育学研究』44(2), pp.9-17.

¹⁶ Health and Care Professions Council, *Your guide to our standards for continuing professional development*, 2012.

¹⁷ Health and Care Professions Council, *Your guide to our standards for continuing professional development*, 2012.

ーとして社会化されていく、一定のプロセスが用意されていることが明らかになった。また、イギリスと日本では、登録までのプロセス、実習期間の長さ、登録後の制度（登録更新）などに差異があることが明らかとなった。更に比較研究を進めるためには、別の角度からの視点が必要となり、今後も検討を進めていく予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

白旗希実子、丸山和昭、教員のスクールソーシャルワーカーに対するニーズ調査、東北公益文科大学総合研究論集、査読無、27、2015、pp.43-63。

白旗希実子、鈴木道子、イギリスにおける専門職教育・訓練の基準とプログラム承認・モニタリングプロセス - Health and Care Professions Council に着目して -、東北公益文科大学総合研究論集、査読無、29、2015、pp.55-72。

鈴木道子、白旗希実子、イギリスにおける栄養士養成教育の到達基準、山形県立米沢栄養大学紀要、査読無、1・2、2015、pp.29-46。

[学会発表](計2件)

鈴木道子、白旗希実子、イギリスの栄養士養成制度と質保証、日本栄養改善学会東北支部学術総会、2014年11月2日、於：山形県立米沢女子大学。

白旗希実子、鈴木道子、イギリスにおける医療福祉系専門職の継続的能力・職能開発、東北教育学会、2015年3月7日、於：東北大学。

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：

国内外の別：

[その他]
ホームページ等：なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

白旗 希実子 (SIRAHATA, Kimiko)
東北公益文科大学・公益学部・講師
研究者番号：10735658

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号：